

マッセ・セミナー

「なるほど安心！成年後見制度
～いっしょに考えて!!『社会貢献活動としての市民後見人』のこと～」

開催日：平成22年8月11日(水)

会 場：大阪市立阿倍野区民センター

マッセ・セミナー

「なるほど安心！成年後見制度

～いっしょに考えて!!「社会貢献活動としての市民後見人」のこと～」

講談で学ぶ成年後見制度

神田 織音 氏（講師）

1. 成年後見制度とは

私は、普段は東京を拠点として、都内の寄席に出させていただいたり、最近
は、ラジオのNHK第1放送で毎週日曜日に放送している「日曜バラエティー」
という、山田邦子さんが司会を務めるバラエティー番組にもレギュラー出演を
させていただいたり、娯楽として講談を語る傍ら、福祉のこと、特にその中
でも成年後見制度を取り上げて、多くの方に知っていただきたいと、この制度
がどんな方に、どんなときに、どのように役立つのかというお話を実話を基に
させていただいています。本日は三つのお話を差し上げることになっています
が、まず、この制度について、簡単に申し上げてみたいと思います。

これは、今の日本、そしてこれからの日本、つまり、高齢社会、長寿社会に
とって、とても必要な制度となってきます。

そこで、高齢化を体感していただくために、幾つか数字を出してお話ししよ
うと思うのですが、高齢化率というものを皆さまご存じでしょうか。これは
65歳以上の方がどれだけ占めているかという割合です。現在の日本の高齢化
率は22.7%です。大体、毎年敬老の日に発表され、毎年更新されていますが、
22.7%という、ざっと日本人の4～5人に1人の方が65歳以上という割合に
なります。

ただ、現在だけを申し上げても何の比較にもなりませんので、40年前の日本
の高齢化率を例に出してみますと、40年前、1970年の日本の高齢化率は7%で
した。14人くらい集まった中の1人が65歳以上という割合になってきます。

日本はわずか40年足らずの間に高齢化率がぐんと上がったわけですが、実は、
日本の高齢化率の進む速度、高齢化率の高さというのは、世界でもがぜん群を
抜いています。そこで、日本の政府によって、急激にご高齢の方が増えている
社会に対応できるようにと2000年に施行されたのが、成年後見制度です。

つい1週間ぐらいの間では、高齢者の所在が確認できないというニュースも

ありました。ひょっとしたらこれで高齢化率が下がるのではないかとされている方がいらっしゃるかもしれませんが、確認されていないご高齢の方をかなり多く見込んだとしても、この22.7%が大きく動くということはありません。これだけ急激に日本は高齢化してきたわけです。

では、その高齢者が増えてきた日本で、この成年後見制度はどのように活用できるのでしょうか。高齢化が進み、高齢者の方が増えてくると、やはり介護が必要な方、寝たきりになる方が増えるわけですが、そんな方ばかりではなく、まだ自分で買い物もできるし、身の回りのことも人の手を煩わせることなく自分たちでできるというお元氣な高齢の方もたくさんいらっしゃいます。

ただ、今は無縁社会です。核家族や少子化が進み、ご高齢の方々も一人暮らしやご高齢同士の世帯が非常に多いのです。普段の日常生活は何とかなったとしても、年を重ねていくにつれて、お金の管理が心配であるとか、デイサービスを利用してみようとか、介護保険を使わなくてはならなくなったときに、制度を利用するために契約を結ぼうと思っても、ご高齢の方だけでは不安になるわけです。ところが、それを相談したい家族、子どもたちがそばにいない。そういう方々のために、信頼できる第三者がそのお手伝いをしましょうというのが、この成年後見制度です。これまでの日本であれば、お年を召したお父さん、お母さんの金銭管理は、そばにいらっしゃるお子さんができればよかったです、今はそういう社会ではなくなっています。

ちょっとしたお金の管理や契約事項のサポートがあれば、その人らしい自立した生活を送ることができるというのは、何も高齢者に限ったことではありません。知的・精神的障がいを負った方にも十分に当てはまることで、そういう方にも使っていただけます。障がいを負った方の場合、大体その親御さんが面倒を見てきましたが、親はいつまでも元氣なわけではありません。ご兄弟がいたとしても、それぞれの生活があるわけですから、そこで、信頼できる何かしらの手を借りようという制度です。

なかなか浸透しないのには幾つか問題点もあるかと思います。一つには、他人が他人のお金を管理することになりますから、制度が非常に複雑です。また、手続きを取るのにも手間がかかりますし、家庭裁判所などという、普通に生活している分にはなかなかかかわることがないような場所にも行かなければならない。少なからず費用もかかってくる。そのようなことがあって、どう

しても後回しになってしまうわけですが、今はそれでもいいと思います。ただ、この制度が、どんなときに、どのように役立つのかを知っておいていただくだけでも大きく違ってくると思いますので、そのような事例を講談で申し上げようというわけなのです。

手前みそですけれども、講談という話芸は、実にこういうことをご紹介させていただくのに向いた話芸です。講談は昔から、よく「講釈師、見てきたようなうそを言い」と言われるとおり、実際にあったお話をさも見てきたかのように物語るという話芸ですが、実話が基になっているというのが一つの大きな特徴です。これから申し上げます三つのお話は、いずれも実話が基になっています。実話を基に語ることで、聞き手の皆さま方により身近に感じていただける。また、講談はその事実をただ語っていただくだけではなくて、物語にして語っていきますから、より分かりやすくお伝えすることができるのです。

本日の流れとしましては、私が2席語らせていただいた後に社会福祉士さんのご説明があり、そして第3話目を語らせていただくことになっています。先ほど、この制度は高齢者の方と精神・知的障がい者の方、そしてそのご家族の方に使ってもらえるものだとし申し上げましたが、初めの2席はご高齢の方を対象にしたお話です。その中でも、まず1席目は、その当事者が既に認知症を患っていた場合という設定になっていますので、そこのところをお気にかけて聞いていただければと思います。

2. 第1席「認知症の老姉妹食べ物に」(法定後見の話)

おれおれ詐欺、振り込め詐欺。手を変え、品を変え、人の弱みにつけ込む詐欺事件が後を絶ちません。中でも、判断能力のないお年寄りを狙った事件は、陰湿極まりないものです。これは、今なおなくならない、認知症の高齢者を狙ったリフォーム詐欺事件のお話です。

都心から少し離れた郊外の住宅地に、ある老姉妹が住んでおりました。姉は御年77歳、妹は75歳。二人とも少しずつ認知症が進んでおりましたが、身寄りもなく、近所付き合いもなく、また、ヘルパーさんも頼まずに二人きりで生活をしておりました。決まって支給される年金と、老後のためにとこつこつためておいた4,000万円ほどの貯金が、これから二人が生きていくための唯一の支えです。二人の楽しみは、仲良く縁側で日なたぼっこをすることで、目の前の

庭には、愛情を込めて育てた草花を眺めることができました。

ある日のこと、そんな老姉妹の元へ1軒のリフォーム業者が訪ねてまいりました。「こんにちは、マルキンリフォームです」「はい、どなた?」。姉妹が勝手口に出てくると、清潔なねずみ色の作業服を身にまとい、使い込まれた道具箱を手にした青年が、にこにこえびす顔で立っております。「こんにちは。ただ今、無料で床下の点検を行っております、私がこの地域の担当で回らせていただいております。床下が腐っていると、非常に危ないですよ。地震で家が倒れてしまう場合もありますのでね。今でしたら、ちょうどサービス中ですので、いかがでしょうか。申し遅れました、私、カネグチと申します。すぐに終わりますので、ちょっと床下を見てきますね」と言うや、男はぐるりと家の裏手に回りますと、2～3分たばこをふかして時間をつぶし、間もなく玄関に戻ってまいりました。

「いやー、びっくりしました。いましたよ、シロアリ。お宅を拝見したときに、シロアリが好む木材を使っていたので、ひょっとしたらとは思っていたんですが、ここまでひどいとは。このままでは危険です。地震が来たら、この家、倒れちゃいますよ」と、口から出任せのうそも、もはや判断することのできない姉妹。お互いに見合っておりますと、「でも、ご安心を。今、ちょうどキャンペーンをやっておりまして、従来よりもずっとお安くシロアリ駆除をすることができるんです。ここここにはんこを押すだけで、大事なわが家を守るができるんです。信頼と安心のマルキンリフォームにお任せください。さあ、どうぞ」。こう笑顔で言われますと、姉妹はカネグチのことを悪い人のように思えず、内容が分からないのに、勧められるまま契約をしてしまうのでした。

それから数カ月後、カネグチは頻繁に老姉妹の元を訪問するようになっており、「おばあちゃん、カネグチです」「おや、姉さん、いらしたようですね」「あら、私が出てこようね。はーい、いらっしゃい」「こんにちは。今日はね、ほら、おばあちゃんたちの好きなおまんじゅうを持ってきたよ」「まあまあ、いつもすまないね。今、お茶を入れましょうね」「いいよ、いいよ。おばあちゃんは座って。お茶なら僕が入れるから」。

このころになると、姉妹はカネグチと話をするのが楽しみになっておりました。孫のようなカネグチとのおしゃべりは、世間とのつながりを感じさせ、二人きりの孤独感を癒してくれます。たとえ詐欺のことが頭をかすめたとしても、

今の姉妹には相談できる身近な人はおりません。今、姉妹にとっては、このカネグチが誰よりの相談相手なのです。

「そうだ、さっきちょっと床下を見てきたんだけどさ、湿度がちょっと高いんだ。このままだと木材が腐ってしまうし、ある程度湿気を抑えるための調湿剤をまいた方がいいんじゃないかな。これがね、今ちょうど安くなってるんだよ。ここここにはんこを押すだけだから。ああ、ついでに床下補強もやっておくね。いいよ、いいよ、おばあちゃんたち座ってて。はんこなら僕が取ってくるから」。立ち上がろうとする姉を制し、慣れた様子ではんこを取り出すと、契約書にポンポンポンとはんこを押していきます。

ところが、老姉妹はこのカネグチのことを疑うどころかありがたい、「おかげで安心だよ。ありがとう、ありがとう」と言って頭を下げるのでした。「いいよ、いいよ、お礼なんか。おれはただ、おばあちゃんたちのことを放っておけないだけなんだ。おれ、小さいときにおばあちゃんが死んじゃったからさ、何だか、おばあちゃんたちが本当のおばあちゃんのように思えてさ」。姉妹はうなずきながらカネグチの話を聞いています。「おれさ、幸せな家庭をつくるのが夢なんだ。うち、小さいときに親が離婚して。だから、これは夢っていうか、目標かな」。見え透いた芝居にも姉妹は目を潤ませ、何か力になれることはないかと知恵を出し合うのでした。

悪徳業者の世界では、一度だまされてしまいますと、カモリストなるものに名前や情報が載せられまして、これが業者の中で出回るようになります。当然、この姉妹のこともうわさされるようになっており、「あそこんち、随分とためてるらしいな」「おお、何でも4,000万だと。しかもさ、すっかりぼけちまってるらしいから、優しい言葉さえかけときゃ、ほろもうけだ」と、こうやって老姉妹に群がった悪徳業者は、3年間で16社。その工事のほとんどが不要なものばかりでした。取り交わした契約書には、その明細は一切載っておらず、ただ「リフォーム一式」とだけ書かれており、ひどいことには、チラシの裏に書くなどという粗末なものもありました。

リフォームばかりではありません。高級羽布団にじゅうたん、浄水器に活水器、健康器具に健康食品。さらには、かわいい孫のためにとって、高額な英会話の教材までも売りつけるという次々販売のオンパレード。3年もたつと、姉妹の認知症はさらに進み、今話したことすら分からないぐらいになっており、

蓄えていた4,000万円はとうとう底をついてしまいました。しかし、姉妹はお金のことが全く分からず、身の上を心配してくれる販売員を慕っては契約を繰り返すのでした。

ある日のこと、箱に入ったままの健康器具が無造作に積み重なる居間で、「姉さん、今日はみえるかしらね。カネグチさん」「ああ、来てくださるといいね」「姉さんもそう思う？ あら、姉さん、1羽折るのが早くなったんじゃない？」「ああ、カネグチさんの夢がかなえばと思えばこそ、こうして利かない指に言い聞かせてるんだよ」。なんと、二人はカネグチの夢の力になりたいと折り鶴を折っていたのでした。

ところで、「おばあちゃん、いる？」。家族同然のカネグチです。姉妹が喜んで、いつものように居間へ通すと、「おばあちゃん、ここにさ、はんこ押しておくれ」「はいはい、ここですね。はい。さて、今日のは何のはんこだね」「これかい。これはね、この家を担保に借金するための同意書だから」「借金かい？」「そう、おばあちゃんたちのお金が全部なくなっちゃったんだ。だから、おばあちゃんたちは、この家を担保にして、サラ金からお金を借りて、リフォーム代金を払うんだよ」。言葉の意味は分かりませんが、いつもと違うカネグチの様子に戸惑いを見せる二人。それをよそに、カネグチは、姉妹から搾り取れる限界が見えてきたためでしょうか、もはや用なし同然と冷たく言い聞かせるのでした。

「おばあちゃんね、ものを買ったら、お金を払う。そのお金が払えないなら、こうやって借金をしてお金をつくる。こんなことは、小学生だって知ってるよ。大丈夫、大丈夫。この家にはまだしばらく住めるから。その代わりに、来月の年金支給日にはまた来るからね」。こう言って出て行くカネグチ。借金という言葉よりも、「また来るからね」という言葉にすがるように見送る二人。外を見やると、庭にまかれた調湿剤の影響なのか、すっかり葉が枯れてしまった草花が、弱々しく風に震えておりました。

それから2カ月後、借金を返せない姉妹は、家と土地を差し押さえられることとなりました。苦労を重ねながら手に入れたわが家。そのついのすみかを手放さなければならないのです。しかし、姉妹はそのことすらすべてを理解できているわけではありませんでした。

さて、その後の姉妹は、家が競売にかけられていることを知った近所の住民や市の働き掛けで、家庭裁判所に成年後見人の申し立てをすることになり、失っ

た財産を取り戻すことができました。しかし、信頼していた人にはだまされ、一時は骨までしゃぶり尽くされた老姉妹。その心の奥に空いた穴が埋まることはあるのでしょうか。

お年寄りがいつまでも安心して住み続けるには、地域の人たちが見守り、支え合っていく必要があります。成年後見制度への理解が進み、また、近所のふれあいが活発になれば、未然に防げる詐欺事件も増えていくのではないのでしょうか。お年寄りの笑顔があふれる未来のために。リフォーム詐欺の一席、これにて終わりでございます。

(神田) 一つ目のお話を聞いていただきました。今なおなくならないおれおれ詐欺や訪問販売、こういったものの事例をご説明させていただきましたが、日本全国の統計を取ってみると、おれおれ詐欺の被害が一番少ないのは大阪だということです。私が住んでいる東京では、どれだけ言っても被害はなくなりませんので、今の話も含めて、皆さまには見守りを続けていただきたいと思います。

今のお話は、最終的には成年後見制度でお金を取り戻せた例ではありましたが、これはもう最後の最後の手段にしておきたいところでございます。

さて、続いてのお話も高齢者を対象にした制度の利用法ということになるのですが、先ほどと違いますのは、今度の場合、その当事者がまだ認知症を患っていないということです。こうなると、同じ成年後見制度でも、使う制度が異なっています。そのあたりのことも出てまいりますので、一席聞いていただきたいと思います。

3. 第2席「経済的虐待を防ぐために」(任意後見の話)

お年寄りの一人暮らしとなりますと、体は元気でも、うっかり物忘れなどということが増え始め、特に細かいお金の管理が心配です。また、思うように体が言うことを聞かなくなるとは、できないことも出てきますし、中には家族に頼ることができないなどということもあることでしょう。そこで、判断能力のある元気なうちに、もしものときに対応してくれる制度を準備しておく、安心して老後を過ごすことができるのではないのでしょうか。

一人暮らしのお年寄り、オオタヨシコさんは、夫が2年前になくなり、二人

の子どももそれぞれ家庭を持って自立しております。次男ナオキはアメリカに赴任中ですが、長男マサオは近所に住んでおり、時々、孫の顔も見ることができまから、寂しいことはなく、また、家計の方も遺産や不動産収入などがあり、生活には不自由なく暮らしておりました。

ところが、こんな母からの国際電話に、次男ナオキが急遽帰国してまいりました。「母さん、ただ今」「あら、ナオキ、お帰り。やだね、びっくりするじゃないか。どうしたんだい」「びっくりしたのは僕の方だよ。お金がなくなったって言うから、詐欺にでも遭ったんじゃないかと心配になって、急いで仕事を片付けて帰ってきたんだ」「おや、そうだったのかい。そりゃ、心配かけてすまなかったね」「母さん、その大金が下ろされたっていう通帳を見せてくれよ」「何だい、帰ってきたばかりじゃないか。今でなくたっていいだろ」「いや、今すぐだよ。僕、あんまり時間がないんだ」。

言われて母親は、渋々通帳を取り出しますと、ナオキに差し出しました。受け取ったナオキはこの額面を見て驚いた。「どうなってるんだい、母さん、これ。初めは2,000万あったんだよね。これが何？ 7月の1日に、500万円も。7月の15日にも300万円引き落とされてるよ」「そうなんだよ。母さんには心当たりがないもんだから、どうしたらいいか分からなくて、おまえに電話をしたんだよ」「母さん、これ大変なことになってるじゃないか。この通帳を誰かに預けたことはあるかい」「いいや、覚えがないね」「それじゃあ、兄さんはこの通帳の場所を知ってるのかい。知ってるんだな。あ、こんな所に印鑑がある。母さん、通帳と印鑑、同じ所にしまってたのかい。駄目じゃないか、こういうのは別の所にしまっておかないと。ちょっと兄さんに言って来てもらうよ」。

それからナオキは兄に電話をかけますと、実家に呼び出しました。長男マサオは、アメリカにいるはずの弟が突然帰ってきたというので、驚いて実家に顔を出し、「よう、ナオキ、どうしたんだ。一体、どういう風の吹き回しだ。いつも忙しくてめったに帰ってこないおまえが帰ってくるなんてよ」「母さんさ、預金を誰かに盗まれたって電話してきたから、それで心配になって帰ってきたんだよ」「えっ、それ本当か？」「本当だよ。兄さん、これ見てくれ。わずか半月の間に800万円も引き落とされてるんだ」「本当だな」「兄さん、心当たりないかい？」「ないなあ。母さん、誰かにだまされたんじゃないか。近ごろ、物忘れがちょっとあるみたいだから」「いいや、こんな大金を下ろしたかどうか

分からなくなるほど、わたしゃ、まだ、ほげちゃいないよ」。

「ひょっとして、兄さんじゃないよな」「ナオキ、おまえ、人聞きの悪いこと言うなよ」「だって、いつも母さんにお金を借りに来ていたじゃないか。今まで借りたお金だって、まだ返してないんだろ」「うるさいな。おまえに何が分かるんだよ」「やっぱりそうなんだな。母さんに断りなく、預金を勝手に下ろしたんだろ。白状しろよ」「何だい、何だい、よしとくれよ。久しぶりに帰ってきたのに、またけんかかい。ナオキ、心配かけてすまなかったね。お金のことはもういいよ。マサオも、仕事がうまくいったら返しとくれな」。言われてマサオは、母親が止めるのも聞かずに出て行ってしまいました。

しょんぼりと肩を落としている母に、「母さん、止めることなんかないよ。こんなことは言いたくないけど、これからは兄さんに見つからないところに通帳をしまっておかなくちゃ駄目だよ。僕が帰ってきてあげたいけど、それもできないから、誰か専門家に任せの方がいいんじゃないかい」「でも、そんなことしたら、お金も手間もかかるんじゃないかい。第一ね、人様にお金を預けるなんて」「何言ってるんだよ。兄さんみたいに身内の方がよっぽど怖いよ。介護を口実に、母さんのお金、全部使ってしまうかもしれないよ」「そうだね。でも、一体誰に預けるんだい」。

「そのことなんだけどね、成年後見制度っていうのがあるんだって。例えば、認知症になったときに専門家が財産の管理をしてくれたり、おまけに福祉サービスの手続きなんかもしてくれるんだって」「おや、そんな制度があるのはありがたいね。でも、お金の管理は専門家の方に任せたいけど、介護なんてまだ大丈夫さ。ほら、このとおりピンピンしてるよ」「分かってるよ。別に、認知症にならなくても、必要であればお金の管理を任せることができるんだって。母さん、今すぐ預貯金の管理をきちんとしておかないと、また兄さんからお金の無心をされると困るだろう。それに、そんな状況だと、僕も安心して仕事に専念できないよ。早速、明日、地域包括支援センターに相談に行ってくる」。こうして、翌日、ナオキは近所の地域包括支援センターに相談に行きました。

「あの一、私、オオタと申しますが、こちらで成年後見制度について相談できると聞いたのですが」「こんにちは、成年後見制度についてですね。私がいいたしますので、どうぞおかけください」「はい。早速なんですけど、うちの母に成年後見人を付けることができるのかというのをお聞きしたいのですが」「そ

うですか。まず、よろしければご事情をお聞かせいただけませんか」。

「はい。実は2年前に父が亡くなりまして、母は今、一人で暮らしております。私は二人兄弟の次男で、今は仕事の都合でアメリカにいます。兄は母のすぐ近所に住んでいるのですが、実は一月ほど前に母から電話がありまして、身に覚えのない大金が預金から引き落とされているというのを聞いて、慌てて帰ってきたところなんです」「まあ、それは大変でしたね」「それで、誰が預金を引き落とされたのか調べてみたんですが、お恥ずかしい話、どうやら近所に住んでいる兄が母に無断で預金を引き出し、自分の借金返済に充てていたようなんです」「まあ、お兄さんが」「私が金銭管理できればいいのですが、何しろ日本を離れていまして、そうそうこちらに帰ってくるのができません。また、兄がそんな状況ですから、到底任せるのができません」。

「そうですね。オオタさん、今は、ご家族による預貯金や年金の使い込みは、虐待になるんです」「虐待ですか？」「はい、ご存じかもしれませんが、平成18年の4月から高齢者虐待防止法というのがスタートしておりまして、ご家族による年金などお金の使い込みというのは、経済的虐待と見なされるようになったんです。そこで、そうしたご相談などをお受けするために、全国的に地域包括支援センターが発足したんです。今のお話ですと、お母さまは預貯金の管理などが心配になってきて、どなたかに助けてもらいたいと思っていらっしゃるのに、ご家族の方にはそれぞれのご事情があってそれができないということですね」「そうなんです。また、金銭管理ももちろんなんですが、母が今以上に物忘れがひどくなったときのことが心配で。そこで、成年後見制度というのが母に活用できないかと思ひまして」。

「そうですね。一言で成年後見制度と言いますが、正確には法定後見と任意後見とに分かれます。法定後見の場合は、ご本人の判断能力が低下してからのご利用ということになりますが、任意後見の場合には、その契約を結ぶときに、ご本人に判断能力があるということが必要になります。今のお母さまの状況は、いかがでしょうか」「そうですね。年相応の物忘れはありますけど、何とか一人で生活できています」。

「そうですね。では、物忘れがひどくて日常生活ができないということではないのですね。そうしますと、まだ法定後見に申し立てる段階ではないと思ひますので、任意後見が活用できると思ひます。この任意後見のいいところは、

契約のときにご本人にしっかりと判断能力があるということが条件になってまいりますから、誰にお願いしたいのか、どんなことを頼みたいのか、また、料金は幾らにするのかというようなことも、あらかじめ自分で決めておくことができます。そして、ご本人の判断能力が低下した時点で、あらかじめお願いしていた方が家庭裁判所に申し出ることで協議が開始されるのです。

「なるほど。つまり、将来に備えて、事前に条件を決めておくことができるわけですね。では、判断能力があるうちから金銭管理をお願いしたいなんていうことはできるのでしょうか」「はい。その場合には、別に事前の委任契約を結んでいただくことで、すぐに支援を開始することができます。つまり、今からでも、判断能力がなくなったときからでも、すぐに安心して任せることができます」「そうですか。では、その任意後見というのが、今の母に合った制度のようですね」「はい。今の状態ですと、お母さまのご意思がしっかりと反映される任意後見制度がいいと思いますよ」「はい、ありがとうございます。母にも兄にもよく説明をして、同意を得たいと思います」。

こうして、弟ナオキは母と兄に任意後見制度について説明をし、同意を得ると、早速紹介された社会福祉士と公証役場に出向き、無事に任意後見契約を結ぶことができました。おかげで、それからというもの、母も家族も安心して生活できるようになり、兄弟の争いごともなくなったと申します。

安心して老後を迎える、そのために、今から備える金銭管理。任意後見制度の一席、これをもって終わりでございます。

「成年後見制度の解説」

関川 雅世（社会福祉士）

1. はじめに

成年後見制度は、判断能力が不十分な方の生活や尊厳を維持できるように支援する制度で、認知症の高齢者の方や知的障がい・精神障がいのある方の中で、契約や金銭管理、福祉サービスの利用などに誰かの支援を必要とする人を対象としています。

ただ、判断能力が不十分かどうかというのは分かりにくく、在宅で、毎日買い物に行って家事も十分にこなしている人を判断能力が不十分だと考えるかという、なかなかそうはとらえにくいです。知的障がいがあっても、電車に乗っ

て、長くまじめに働いてお給料を頂いている人や、精神障がいがあっても、仕事を続けて、病院を定期的に受診している人もいます。そういう人については、「一人で暮らしているのだからしっかりしているだろう」と思われると思います。ですから、ある部分でとても困っていたり、できなくなっていたりしても、ご本人が訴えない限りは分かりません。その人がしっかりしているのを知っているほど、成年後見制度に結び付かないのです。それまでに何かあったとしても、ご家族などが補って何とか済んできたということもあるでしょう。

たとえ判断能力が不十分でも、日々の生活は毎日の繰り返しですから、場所が変わると大変かもしれませんが、まず不自由はありません。不自由になったとしたら、周囲にそれは分かるようになります。しかし、先ほどの講談の中でも「最後の手段として成年後見制度が」とあったように、支援が必要と周囲が思ったときに、成年後見制度の利用を考える人が少ないのも実際です。一人で暮らしていて、鍵がなくなった、服を取られたなどの訴えをたまにしてくると、初めは本当のことだと思って周りで助けますが、それが7～8回続いてくると、「どうしてうちばかりこんな迷惑を受けるんだろう」となってきます。そこで福祉や介護保険などで何とかしようと考えて相談に行くのです。ですから、成年後見制度を使うのは、先ほどのリフォーム詐欺のように、相当な被害があったときや、今後の生活に必ず支援が必要になると判断されたときが大半で、かなり困った状態になってからです。

現在では、病院や施設を移るとき、この制度の利用がないと、なかなか次の施設で受け入れてくれなかったり、これまで支えてきた家族が高齢になったり病気になったりして支援できなくなったときに制度を利用することが多くなっています。一人暮らしやご夫婦のみという高齢者世帯が約半数に増えてきて、必要性は非常に高くなってきました。ご本人は困っていないと思っているかもしれないけれども、周囲が「ほかの手がないから、この制度によって何とか解決したい」と考えたときに、やっと成年後見制度にたどり着いて利用に至ります。

先ほどの最初のお話では、リフォーム詐欺に遭ったけれども、失われた財産を取り戻すことができたとありました。それには、この姉妹がいつから認知症であったかという証明が必要ですが、介護保険の要介護認定や主治医の記録などがあれば大丈夫です。もう一つは、契約書に不備があることが必要になりま

す。講談では、契約書に明細が記載されておらず、説明も十分ではなかったり、チラシの裏に書かれていたり、書類の不備から契約が不成立となり、財産を取り戻せたわけです。姉妹はそれができる状況にはありませんから、姉妹の代理人である成年後見人が業者に請求したということになります。

つい最近も、一人暮らしの高齢者のおうちに「一人暮らしです」という札が貼られていたとご家族から訴えがありました。このように判断能力が不十分な方だけを狙って、巧みに財産が取られていく仕組みが存在しています。私の親族でも、夫婦共働きで、帰ってきたら家の下が扇風機だらけという、リフォーム詐欺に遭ってしまったということがありました。リフォーム詐欺は信じられないほど多いというのが現実です。

2. 成年後見制度の概要

2-1. 誰が申し立てを行うか

制度を利用するには、家庭裁判所に「後見（保佐・補助）開始の申し立て」をします。後見か、保佐か、補助かは、判断能力の程度によって分かれてきます。

申し立ては、ご本人、配偶者、四親等内の親族、また未成年後見が成年後見に変わるときに、未成年後見人や未成年後見監督人によってでもすることができます。それから、後見監督人をしていた人、あるいは既に後見人だった人が保佐申し立てをすることも起こり得ます。検察官が申し立てるケースも年に数件あります。任意後見契約についての契約を交わしている方で、まだ任意後見人になっていない任意後見受任者も申し立てができますし、任意後見人になった方が、任意後見ではどうしてもできないことを補う意味で、必要に応じて後見申し立てをすることもできます。それから、家裁が選んだ任意後見監督人や、市町村長も申し立てが可能です。

市町村長に関しては、さまざまな形で申し立てが行われるようになっていきます。先ほど、年間2,471件もあるというご説明がりましたが、すごく増えています。5年前、大阪府は市町村長申し立てが75件でしたが、平成20年度の大阪府の市町村長申し立ては200件でした。平成21年は201件と増えていませんが、東京都はその間に倍以上になりました。今、450件ぐらいになっていると思います。神奈川県も飛躍的に伸び、大阪をはるかに超えています。

今年度の大阪府の市町村長申し立てがどのくらいになるかは、予算によりま

す。それから、地域包括支援センターや福祉事務所長あたりから持ち上がってきた「市町村長申し立てをお願いします」という声に対して市町村の担当者がどれくらい頑張ってくれるかにもよるわけです。一度やっているところは何回もやってくれるのですが、なかなか難しいところもあるようです。

2-2. どの類型で申し立てを行うのか

現在では、後見、保佐、補助という三つの類型に分けられており、まず、申し立てのときに出す診断書を医師がチェックして、それを基に家庭裁判所から来た調査官がご本人と面談して類型を決定していきます。

補助は、一応のことは判断できるが、重要・複雑なことの判断が難しい人、診断書の中では、財産管理に一部支援が必要などときがある人となります。

保佐は、判断できないわけではないが、間違えることが多い人が該当します。保佐は非常に幅が広く、後見に限りなく近い人と、補助にすごく近い人の両方がありますが、意思がはっきり出せることが保佐の決め手になってきます。

後見は、自分ではほとんど何も判断したり決めたりできない人で、常時財産管理が必要な人が当てはまりますが、先ほどのリフォーム詐欺にあったように、ある程度のことは常識的に判断できるけれども、普通に一人で生活されていても詐欺に遭ったり、キャッチセールスで自己破産まで追い込まれたりした人は、裁判所から後見で申し立ててくださいと言われます。それは、そのときに判断能力がなかったということなのですが、後見の申し立ては、選挙権がなくなることもあり、非常に慎重に行われます。

2-2-1. 補助の制度

補助の申し立ては、数は少ないけれど、ニーズは非常に高いです。申し立てのときに診断書は必要ですが、その後の鑑定は原則不要です。

審判と保護の内容、範囲については、①ご本人が申し立てによって選択した「特定の法律行為」について、補助人に代理権または同意権（取消権）の一方または双方が付与されます。これは、自分はどうしても金銭管理がうまくできなくて、欲しいものがあると買ってしまうという場合、例えば月3万円以上の物品の購入や契約については、補助人が同意をしなければ購入や契約を取り消せるように補助人に同意権を付与する、あるいは不動産の契約、マンションを

借りるなどの代理権を補助人に付与するというものです。②補助開始の審判は、必ず代理権または同意権付与の審判とともに行います。③本人以外が申し立てをした場合、本人の同意が必要です。これは例えば、浪費に困り果ててご両親が申し立てをする際、家庭裁判所がご本人に会って「これを申し立てられていますが、同意されますか」と聞きます。そうすると、「私はこれもあれもできます」と言って却下されることがよくありますので、「できないことがあるのではないですか」と家庭裁判所の人が開いたりして、「これはできませんから、同意権をお願いします」という形で決まっています。その後、必要に応じて、代理権や同意権を増やしていくことは可能です。

2-2-2. 保佐の制度

判断能力の判定として、原則、鑑定が必要になります。保佐になるとかなり代理権が付与されます。精神科疾患で病院に入院されている方、また自分で応答ができる方の場合に申し立てられるというのがよくあるパターンです。植物状態ですと後見になるのですが、精神障がいのある方は保佐か補助になってきます。

審判と保護の内容、範囲は、①保佐人には、同意権の対象行為に関して取消権が付与されます(保佐人が同意していない行為は、取り消すことができます)。

②審判によって当事者が申し立てした「特定の法律行為」について、代理権が付与されます。これについては極端な特定行為として、昔は高齢者の中には匿名を使って財産を分散している方がいて、私がおの方の保佐人に付いたときに、銀行で、Aという偽名からBという本名に戻す権利を特定の法律行為として付与してもらったこともあります。

③同意権付与の対象となる法律行為は、「民法13条第1項の行為」です。民法13条第1項に定められた法律行為というのがあって、以前は裁判所の資料は民法のまま複雑な表現でしたが、広く制度が使われるようになったため、例えば「宅地を5年以上、建物を3年以上、動産を半年以上にわたって貸す契約をすること」などと分かりやすい説明に変更されました。

2-2-3. 後見の制度

判断能力の判定は保佐と同じです。原則、鑑定書が必要ですが、例えば療育

手帳Aを持っている、または病院に入院して植物状態で反応がないという状態が分かっているときには、鑑定書は不要になります。

内容と範囲に関しては、本人の財産に関する包括的な代理権と取消権が付与されます。ただし、日用品の購入、日常生活に関する行為は、取消権の対象にはなりません。例えば、コンビニでパンやジュースを買う、スーパーに行って靴下を買うことは対象にはなりません、預貯金の管理や大きな支払いなどはほとんど後見人が行うことになります。

代理権付与の対象になる財産管理に対する法律行為の内容は、①財産管理を目的とする法律行為、②身上監護（生活または療養監護）に関する行為です。

2-3. 申し立てはどこへ

申し立ては、ご本人の住居地を管轄する家庭裁判所に行きます。大阪であれば、中央区の本庁と、大阪家裁の堺支部、岸和田支部です。これは地域ごとに決められています。

2-4. 申し立ての費用や準備

申し立てに必要な書類は、家庭裁判所の申し立てセットに記載されています。分からないときは、家庭裁判所や大阪後見支援センター、地域包括支援センターなどに問い合わせると丁寧に答えてくれますし、家庭裁判所に電話をしても、書記官が答えてくださいます。

費用は、収入印紙800円と登記印紙4,000円分、郵便切手3,700円分です。郵便切手は、二親等、三親等の親族への問い合わせや、書類を関係者に郵送するときの費用です。加えて、鑑定料が必要です。鑑定してもらう医師が決まっていれば、費用が分かる場合は、その金額を家庭裁判所に予納しますが、医師が決まっていない、鑑定料が分からないというときは、まず10万円を納めて、後から差額が戻ってくるというシステムです。

申立費用は、申立人が負担します。ご本人に財産があって、申立人に財産がない場合には、審判確定後に本人に請求することを家庭裁判所に同時に申し立てると認められることがあります。これは市町村長申し立てでもそうです。申し立ての費用は市町村が負担するのですが、後でその費用を返還というときには、本人に請求することができます。

2-5. 成年後見人等の選任と決定

成年後見人等の候補者がある場合は、申立書に記入します。候補者はいないけれども、弁護士に、または司法書士に、社会福祉士に依頼したいという希望の記載も可能です。

第三者後見人等の選任については、申し立ての背景を考慮して、例えば訴訟が考えられるケースであれば弁護士、相続が大変という場合には司法書士など、家庭裁判所がそれぞれの団体に依頼します。家庭裁判所から社会福祉士会に来る書類を見ていると、ご家族が申し立てて、ご家族が候補者となっているけれど、利益相反の可能性が出るのではないかと判断されたときには変更されたり、弁護士が申し立てているのだけれども、書類の手続きに非常に時間がかかって被後見人に迷惑がかかっているときに、社会福祉士に回ってきたりということ、家庭裁判所も申立書をよく見ていることが分かります。

複数後見人の申し立ても可能です。現在、両親のどちらかが後見人でも、ほかの親族や第三者へ依頼もできます。私も1件は複数後見で、弁護士と組んでいます、必要に応じてそのようにする場合があります。

2-6. 成年後見人等の監督

成年後見人等の職務については、家庭裁判所が監督を行います。家裁に、受任1カ月以内に財産目録や後見計画を出し、1年以内に財産がどうなったかを報告します。その後は、定時、あるいは入所場所が変わりました、住む場所が変わりました、入院しました、このような治療を受けましたという随時の報告をします。

2-7. 成年後見人等の報酬

報酬について、ご家族はよく心配されますが、家庭裁判所がご本人の現在の状況、年齢、残っている財産、収支を考慮して、ご本人の今後の生活の安定を優先させて報酬を決定します。

2-8. 成年後見人等の義務

新しい成年後見制度では、本人の意思の尊重、身上配慮義務があります。民法858条には、ご本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態および生活の状

況に配慮しなければならないとなっています。

また、善管注意義務である「受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う」が後見制度に適用されるといわれています。

2-9. 成年後見人等のできないこと

①当然のことながら、与えられた代理権、同意権、取消権の範囲外のことをしてはいけません。②本人の意思に反する身体的強制（リハビリや入所など）もできません。③結婚、離婚、認知、養子縁組などの一身専属的な権利の代理はできません。④居住用不動産の処分は家裁の許可がなければできません。親族間で、長男がお母さんの家を勝手に処分するのを、ほかの兄弟がびっくりして相談に来ることがあるのですが、そういうときはすぐに「そのお兄さんに成年後見人になってもらってください」と言います。後見人が処分することを家裁が許可した書類がないと、居住用不動産の処分を法務局では受け付けません。⑤医療行為に関する同意権はありません。私たち後見人が持っている医療に関する意見に左右されては困るわけですから、医師の判断でもって決めていただくということが前提にあります。病院によっては倫理委員会を開いて決定するところもあります。

2-10. 成年後見制度の理念

成年後見制度の理念は、今の時代に即して、自己決定の尊重、現有（残存）能力の活用、ノーマライゼーションがいられています。成年後見人は、本人の権利を尊重し、必要なところを本人が決定することを助けながら、本人が望む生活の実現ができるように支援します。そのためには、本人の意思の確認が非常に重要です。判断能力がないといわれる認知症の方でも意思をきちんと出してくれます。知的障がいの方も、精神障がいがある方もそうです。目も開けない方も、自分の生活を握っている後見人に自分の意志を訴えるのだと、手を強く握って意思を表すという反応をしたことがあります。それをきちんと把握することが大切です。

3. 任意後見制度について

3-1. 任意後見制度の概要

任意後見制度は、法定後見制度とは異なる「任意後見契約に関する法律」によるものです。自分で後見人を選び、判断能力がなくなったらこのような生活をさせてほしい、葬儀はこのようにしてほしいという希望を言うことができます。

任意後見制度には、即効型、移行型、将来型があります。

即効型は、判断能力が契約ができる限界にあり、今すぐにも任意後見人の支援が必要な場合です。

移行型は、一部の事務の代理権を付与する「委任契約」を締結し、判断能力が低下したときには任意後見契約を実効していくものです。

将来型は、任意後見契約を締結しておき、判断能力低下まで、依頼事項がないもの、つまり、契約だけしておいて、判断能力がなくなったときをお願いしますということになります。社会福祉士会では、いつ判断能力がなくなったかは把握し難いため、将来型は原則受けていません。施設入所などで把握できるときは契約します。

3-2. 任意後見制度の契約と手続き

まず、公正証書を作成します。公正証書は、公証人役場であるか、公証人に来ていただくのですが、前もってご本人と面接をしながら内容等を詰めておき、財産も把握しておきます。移行型は委任契約を締結すると言いましたが、それも公正証書に書かれています。

公正証書が出来上がると、公証人が東京法務局へ登記します。

任意後見監督人選任の申し立ては、本人の判断能力が不十分状態になったときに行います。申立人は、本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。

家裁で任意後見監督人が選任されてから、任意後見契約は有効になるのですが、ご家族のほとんどはこれをよく分かっていませんので、公正証書作成で後見人になったと思われます。逆に、十分分かっていて任意後見契約を利用される場合もあります。任意後見監督人は、任意後見人の事務について定期的に家裁に報告します。つまり、成年後見制度の監督人は家裁なのですが、そうではない人が監督人になるわけです。

任意後見契約の終了は、ご本人の死亡や任意後見契約が解除されたとき、任意後見人が解任されたとき、法定後見を開始するときとなります。

任意後見契約は、ご本人が任意後見人に対して、自分の判断能力が低下したときに、今後について代理権を付与する委任契約で、任意後見監督人が選任されて契約の効力が生ずる旨の特約が付されています。それが公正証書に書かれているのですが、それを読み切るのは、一般の方ではなかなか難しいでしょう。

財産管理委任契約は民法643条による委任契約で、これを結んで移行型にしていきます。以前、親切に受診の介助をしているタクシーの運転手さんがいたのですが、お金が減ってきていると親族が気が付いて調べてみたら、そのタクシーの運転手さんが病院の帰りに買い物にも連れて行き、自分の家のものも一緒に買っていた、さらに任意後見契約がされていたことが分かったということがありました。

今、任意後見契約が有効になる前の段階で委任契約であることを利用して、財産を搾取していく、また、判断能力が低下しても、任意後見監督人の選任を家庭裁判所に申し立てずに、代理権で動いていくというものが非常に問題になっています。人の財産を第三者が管理するというのは、大変怖いことだと思います。

講談の第2話は、任意後見制度の中で社会福祉士と締結し、金銭管理の委任契約が成立した内容でした。物忘れ以外はしっかりされていたということでしたが、非常に怖い制度であるだけに、社会福祉士会では大変厳しくチェックしています。年に2回、報告書と同時に預金通帳の動きとその収支まで、不明瞭な点がないように聞いていきます。

4. 成年後見制度のこれから

成年後見制度が始まって10年ですが、まだまだ改善が必要な部分が非常に多いのが現状です。日本は福祉の後進国といわれています。逆に福祉先進国といわれるスウェーデンの社会保険庁が出している通達の中には、大人になって、お金を管理して生活設計をしていく際に自分の判断を手伝ってくれる人を付ける。そして、判断能力がなくなったとき、これは権利がなくなったという表現をしています。成年後見制度を国の責任として使っていくのが普通の世界であると書かれています。そのときには報酬などないと思うのですが、判断能力

が不十分になれば、それを保障する社会でなければいけないというわけです。

先ほどの虐待のケースにもあったように、虐待をされるのは、しっかりした、後見までいかない方が多いです。虐待からの保護と同時に、社会福祉士会は任意後見人となって付き、最期をみとるまで支援しています。日本でも、後見制度が定着していくように、誰もが困ったときに助けてくれる人が付いてくれる仕組みが必要な時代になってきつつあるのだと思います。

(神田) 先ほどは、高齢者を対象にしたお話でした。今度のお話は、知的・精神的障がいを負った方、そしてそのご家族の方を対象としたお話です。

認知症に対する不安というものは、ご自身の老後のことや親御さんの老後のこと、また、ご伴侶の老後のことなどで、いずれ誰もが必ず直面する問題ですが、これから申し上げますのは、判断能力のないわが子を残していかなければならないという親御さんのお話です。

第3席「ナオト君だって一人の人間なんだよ」(親亡き後の話)

ナオト君は、心身ともに重い障がいを負っていますが、温かい家族の愛情に包まれ、もうすぐ18歳を迎えようとしておりました。これまでは、ご両親の献身的介護、またご兄弟の優しさに支えられてきましたが、親はいつまでも元気なわけではなく、また、兄弟もいずれ独立していきます。目の回るような毎日で、必死に目の前のことばかりこなしてきた両親でしたが、ナオト君が成人し、親権を失った後のことをそろそろ考えていかなければならなくなってきたようです。

ようやく授かった乳飲み子を赤ちゃんポストへ預ける親、障がい児のわが子の行く末を案じ殺害してしまう親、大事なわが子を手放す理由はそれぞれあるのですが、そんなニュースが後を絶ちません。今日もまた、しつげだと言って幼い子どもを若い両親が虐待し、殺してしまったという報道をテレビで見おりました夫婦が、ふと18年前の長男ナオト君の出産のときのことを思い出しておりました。

「こんなニュースばかりだな。せっかく元気な子を授かったというのに、かわいそうに」「本当ね。でも、私は、どんなことがあってもナオトを殺したりはできないわ。あの苦しいお産を乗り越えて、頑張って産んだ子ですもの。59

時間もかかって。苦しかったわ。私の体も弱いし、あの子もきつと苦しかったのね」。

それは、この夫婦にとって初めてのお産でした。出産時の医療ミスで命が危ぶまれたものの、幸いにも最新医療の整った小児科のある病院でしたので、待望の第一子の命は取り留めました。が、長男ナオト君は、心身ともに重い障がいが残ってしまったのです。それでも、夫婦にとっては掛け替えのない天使、死にものぐるいで産んだ子です。ともかく生き残ってくれたことが何よりの救いでした。が、ここから一家の長い奮闘が始まったのです。

障がいを負ったナオト君に、病院は不可欠です。ところが、どの病院へ行っても、まずその病状を医者理解してもらうまでが一苦勞で、「あの、先生、ナオトは歩くどころか、座ることも寝返りを打つこともできません。自分で自由に体を動かせないばかりか、逆に勝手に力が入ってしまっていて、自分で体のコントロールができないのです」。二人はつらいが、説明しなければ分かってもらえない。だけど、つらいのは、自分で自分をどうすることもできない息子のナオトです。だから、涙をこらえ、母は続けました。「こうして勝手に入ってしまう力は、舌やどの奥の筋肉も勝手に動かしてしまいますから、のどの奥が極端に狭くなってしまって、放っておくと、大きいいびき状の呼吸になって、呼吸困難になってしまうんです。ですから、こうやって鼻の穴からのどの奥までチューブを入れて、バイパスを作って息を通してらるんです」。一気に言ってしまうなければ、つらい思いがこみ上げて、とても伝えられません。

体のことばかりではありませんでした。知的な発達も遅れているナオト君は、見たものや聞こえた音を認識する力ができておらず、言葉らしい言葉が出ないのです。「うーん、うーん」と出す声も、何のための声なのか。痛いのか、嫌なのか、うれしいのか、おいしいのか、こちらが察してやらなければならないのです。

こうして大切なわが子を必死に育ててきた夫婦です。ところが、こんな懸命な夫婦にさらに追い打ちをかけてきたのは、本来なら頼りたい、助けてもらいたいはずの医者でした。当時の医学界では、ナオト君のような脳の重度損傷による障がいでは長生きできないとされており、「まあ、お母さん、あまり先のことまで心配しないで、一日一日を大事にしていきましょう」「先生、では、ナオトは長生きできないということでしょうか」「いいえ。まあ、このままで

いけば二十歳ぐらいまで生きられるかもしれません」「先生、たったの二十歳でしょうか」「何を言ってるんです、お母さん。これで二十歳まで生きられたら幸せですよ。夫婦の気持ちも考えず、医学界の常識をあっけらかんとひけらかされるたびに、「うちがその常識を破ってやります」。母親はそう言い放ってまいりました。それはそうでしょう。大事に大事にはぐくんで、頑張っ産んだ子ですもの。

こんなこともありました。ナオト君を抱いてタクシーに乗ったとき、苦しそうな息をしているナオト君に、運転手さんが「どうしたんですか。随分と苦しそうですね」と声をかけてくれたのです。心配してくれる優しい運転手さんだと思った母親は気を許し、「実は出産のときの不手際で重い障がいを負ってしましまして、こうして息をするのも大変なんです」とこう漏らすと、運転手は、「お母さん、そんな子を育ててどうするんですよ。大きくなったら働けるわけじゃないし、また、そういう子にかかる福祉やら医療費やら、結構かかるんですよね。それ、みんなわれわれの税金から出るんですってね」。一瞬耳を疑いました。すぐに心臓がドキドキし、もうじっとしていられなくなった母親は、後先を考えず、途中で車を飛び降りました。悔しくて悔しくてならなかったのです。

それはそうでしょう。ちょっと考えてみれば、人ごとではありません。誰だって、いつ大事故に遭うか、病気で倒れるか分からないのです。しかもそれは自分だけのことではない。家族の誰かがそうになってしまう可能性もある。自分だけは大丈夫なんていう保証はどこにもないのに。と、こう息子のために言ってやれなかったことが、本当に悔しくてなりませんでした。病院を恨んだこともあります。赤ちゃん連れの家族から目を背けたり、テレビに赤ちゃんが出てくると番組を変えてしまったり、母親はさすがに心身ともに疲れ切っておりました。

そんなあるときに、夫が、「なあ、ナオトが一人っ子で育つのは寂しいことだと思わないか」「え?」「お母さんがつらい思いをしているのは、よく分かる。でも、ナオトはおれたち夫婦にとって、掛け替えのない子どもだ。ナオトのおかげで、心のきれいな人たちとたくさん出会えたじゃないか。誰かを恨んだり悔やんだりすることは、ナオトの存在を否定していることにはならないかな」「あなた」「ナオトに兄弟がいたらいいんじゃないか」「でも、あなた、今だって、

毎日24時間、365日、ナオトがちゃんと呼吸をしているか、栄養や水分は足りているか、薬はやったか、排便はあったか。体力も時間も、とても余裕がないわ」「ああ、分かるよ。でも、中でも、何か今日は顔色がいいとか、うれしそうにしているようだとか、どんなささいなことにでも喜びを感じられるようになったじゃないか。おれたちがそう感じるのが、ナオトに伝わる気がするんだ」と、こうしてナオト君に二人の弟が誕生いたしました。

さあ、これからの夫婦は、これまでも増して目の回るような毎日です。おじいちゃんにおばあちゃん、ヘルパーさんと、頼れる人にはどんどん頼り、ナオト君の介護と二人の弟たちの子育てに明け暮れました。

弟たちが小学校に上がるころ、母親は、ただでさえ忙しいのに、地域の行事に積極的に参加。それは、弟たちが「あいつんどこにさ、変な兄ちゃんがいるんだぜ」と言っていじめられないため。この母親のわが身を投げ打った姿は、近所の子どもたちにも親たちにも、もちろんナオト君の弟たちにも、きちんと伝わっていったのです。

ある日のこと、3人の子どもと母親がデパートへ行ったときです。母親は、下の弟ジュンペイ君の手を引き、ナオト君はバギーという車いすに乗せ、上の弟タカシ君がそれを押しておりました。ひとしきり買い物を終え、エレベーター乗り場に向かっていったときです。目の前の扉が開くと同時に、小さな男の子が走り出してくるや、「わーい、おばあちゃん、早く早く」「これこれ、ほら、お待ちなさい。走ると危ないわよ」「大丈夫だよ。僕、先に行っているよ」とこう言って、ナオト君と擦れ違おうとしたときです。その子は途端に立ち止まると、くると向きを変え、ナオト君の乗ったバギーについてきたのです。

この様子を見た祖母が、慌ててこの孫を追いかけて来るや、「これこれ、待ちなさい。あんた、そんなにして、ばあちゃんの言うこと聞かんで好き勝手なことしとるとな、そのうちに罰が当たって、ほれ、その子みたいに動けん体になっちゃうよ。さ、おいで」。こう言って、孫の手を引いていくではありませんか。私にだけ聞こえていたなら、どんなにましだったか。せめて子どもたちには聞かせたくなかったと、悔やみ切れぬ思いを押し殺し、エレベーターに乗ったとき、バギーを押していたタカシ君が、「ナオト兄ちゃんは、悪いことした罰でこんなふうになったんじゃないのに」。こらえ切れず、ほとりと落とす一しずく。これを見た母親は、心ない一言に落ち込みながらも、兄を思う弟の気持ちに救

われたのでした。

こうしてまた月日が流れます。「あれから18年か。何度も危ない時期を乗り越えてきたが、こうやって振り返ってみると、あっという間だったな」「そうね。気付いたら、ナオトはもう高等部の3年生よ」「来年の3月で養護学校も卒業か」「そうね。これまで生徒として保障されてきた居場所もなくなってしまおうね」。

夫婦がこんな話をしていたところに、小学5年生になった下の弟ジュンペイが、「ねえ、お父さん、お母さん。ナオト兄ちゃんはさ、二十歳になっても、30歳になっても、お母さんたちのお世話で暮らしていくの?」「そうよ」「ふーん。じゃあ、ナオトお兄ちゃんは、大人になってもお母さんたちにお世話してもらうんだ。ナオトお兄ちゃんは、それをどう思うのかな」「ジュンペイ、何でそんなこと考えたの?」「うん、今日、学校でね、高齢者のグループホームっていうプリントを読んだんだ。ここはさ、おじいさんとかおばあさんとか、大人になった人たちがお世話をしてもらう所なの。だから、ナオト兄ちゃんが大人になったときって、どうするのかと思って」。

「そういえば、お母さんたち、ナオトの毎日に追われてしまって、これからのことについてはあまり考えてこなかったわ。これからは、ジュンペイの言うとおり、この先のことも考えていかなくちゃいけないわね」「そうだな。この先、父さんたちが年を取ったときが心配だね」「タカシ兄ちゃんも僕も、ずっとずっとナオトお兄ちゃんのことを大事にするよ」「ジュンペイ、ありがとう。けどね、ジュンペイたちがお母さんたちと同じことをしなきゃならないわけじゃないのよ」「そうだぞ。タカシやジュンペイは、自分たちのやりたいことを見つけて、それに向かって進んでいけばいいんだ。さあ、安心しておやすみ」「うん。じゃあ、おやすみなさい」。

こう言って出て行くジュンペイを見送りながら、父親が「今さ、安心してなんて言ってしまったけど、心配だな」「そうね。ナオトのことであの子たちが責任を持ってくれるのは確かにうれしいけど、そのために自分たちの目標に支障が出てしまっっては申し訳ないわ。これからは、この先のことも考えていかなくちゃいけないわね」「うん。ナオトは、あと2年たったら成人式だ。ナオトが成人するということは、おれたちが親権を失うということだから、デイサービスなんかを利用するとしたら、本来は成人であるナオト自身がその契約をしなければならなくなる」「でも、ナオトは、情報も得られないし、判断もでき

ないわ。まして契約のサインなんか無理よ。私たち親が代わりにやってきた今までのやり方は、この先、通用しなくなるのかしら」「まあ、おれたちが元気なうちはそれでもいいのかもしれないが、ずっと先には、ナオトの財産管理だって考えてやらなくちゃいけないだろうな」「そういえば、以前、親の会で、銀行で本人名義の口座を作ろうとしたら、『ご本人か後見人の方をお願いします』と言われて困ってしまったという話を聞いたわ」「後見人か。ナオトを法的に守るためには、ナオトに代わってその意思を代理する後見人が必要になるのかもしれないわね」「そうね。それがナオトの将来を考えていくということになるのかもしれないわね。ナオトの財産管理ばかりでなく、ナオトに寄り添ってくれて、ナオトが安心して生きていける制度を望みたいわ。もっともっと勉強しなくちゃならないわね。ナオトだって、一人の人間なんですから」。

それから夫婦は、成年後見制度を使って、これからのナオト君の行く道を、そして家族の行く道を考えるようになり、家族のきずなは一層深まっていったと申します。親亡き後に託せるもの、成年後見制度の一席、これにて終わりでございます。

講演

**「権利擁護の理念と『市民後見人』の可能性
～成年後見制度の積極的な活用に向けて～」**

岩間 伸之 氏（大阪市立大学大学院 生活科学研究科 准教授）

1. はじめに —権利擁護とは「誰が」「何を」擁護することなのか—
成年後見制度が民法の改正によってリニューアルされてから丸10年が経過しました。今年度は、「成年後見制度の10年を振り返る」や「権利擁護のこれから」といったようなテーマで雑誌の特集や研修会が組まれたりしています。今日は、「権利擁護の理念と『市民後見人』の可能性」というテーマで、前半では「権利擁護の理念」について、後半では「市民後見人の可能性」についてお話させていただきます。

権利擁護とは、「誰が」「何を」擁護することなのか。これにどのように答えていくのか。これは関係者にとって非常に大きなテーマとなるのではないかと思います。成年後見制度の活用のあり方、あるいは成年後見制度の本質や理念について考える際、誰が何を擁護することをもって権利擁護というのかについて、きちんとまなざしを向けていくことが大事になります。

2. 権利擁護の理念**2-1. 「権利擁護」が強調される背景 —地域福祉の潮流との接点—**

なぜ権利擁護が重視されるのか。なぜ成年後見制度が必要なのか。その背景をいくつか整理してみたいと思います。

まず一つ目には、福祉サービスへの契約制度の導入があげられます。福祉サービスに契約制度が導入された結果、判断能力が不十分な人や自分で選択できない環境にある人たちの選択をどのように支援していくのかの検討が求められることになりました。そこで法定代理人としての成年後見人が存在する意味が非常に大きくなったということです。

二つ目は、昨今の子ども、高齢者、障がい者等への深刻な虐待事例、つまり権利侵害が認められる事例が多くなってきたことです。これらが社会問題化するなかで、その人たちを擁護していくための一つの方策として、成年後見制度が注目されるようになりました。

三つ目は、これまで福祉制度のなかで十分に対応できなかった新しいニーズが、戦後60年という時間の流れの中で起こってきていることがあげられます。ホームレス、外国籍住民、虐待の問題もそうですし、刑務所を出所された人へのケアをどうするのかということも含めて、これまでの法制度のなかでは十分対応できていない人たちに対する権利擁護の課題が出てきています。後ほどお話しする地域福祉の推進というなかで、このようなことも大きな課題として位置づけられるようになってきました。

この10年間を見ても、経済的な困窮者の増加、それに伴う生活保護をめぐる問題など、非常に多様な問題が起こっています。幅広い日常生活上の課題の発生と権利擁護の必要性を背景に、成年後見制度への期待が大きくなってきているように思います。

2-2. 理念としての「積極的権利擁護」

このような状況を背景としながら、権利擁護の重要性が強く指摘され、また、権利擁護のための具体的な手だてについて議論されるようになってきました。成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用、高齢者虐待防止法に基づく市町村の対応、地域包括支援センターにおける権利擁護事業等の取り組みも、多様な展開と深まりを見せてきました。また、保証人をめぐる課題にも新たな方策を講じる動きが見られます。

しかし、何をもちえて権利擁護というのかについては、十分に議論されてきたわけではないと感じてきました。もちろん、権利擁護は大事ではあるものの、どのような方法によって権利擁護に至るのかという部分についての理念的な議論、学術的な整理も十分でないまま、時間が経過してきたのではないかと。そこで、私は、「積極的権利擁護」という言葉をもって、権利擁護を理念的に説明しようとしてきました。

権利擁護とは、援助の本質につながる、深く重い概念です。各種の虐待や経済的被害、機会の剥奪や不当な扱い、差別や中傷等から本人を守るという権利侵害からの保護。また、人として生活するのに最低限必要な衣食住をはじめとする生活上の基本的ニーズの充足は、いうまでもなく権利擁護活動の中核をなすものです。これらを「狭義の権利擁護」とするならば、さらにそこから「本人らしい生活」と「本人らしい変化」を支えるという「積極的権利擁護」にま

で拡大してとらえることが求められます。社会福祉の実践における援助というのは、単に生きることができたらいい、生活ができればいいということだけではないはずです。法的な整理だけではなく、日常生活の支援や社会福祉の援助、あるいはソーシャルワークという文脈の中で権利擁護をとらえ、狭義の権利擁護だけではなく、そこから「本人らしい生活」や「本人らしい変化」をどう支えていくのか。そこを含めて権利擁護をとらえるべきだということです。

「本人らしい生活」の保障とは、自分の「存在」に意味と価値があることを社会関係のなかで認められ、さらに本人が自分にとってのあるべき生活を主体的に創造していくことができるということです。「本人らしい変化」の保障とは、心身と環境の変化に伴って、社会制度の活用を含めて、周囲との支え合いの社会関係を結びながら新しい生活を創造していくことです。ご両親と暮らしてきた本人が、やがて親亡き後の生活という変化が余儀なくされるなかで、「本人らしい変化」を支えていくことを含めた権利擁護のあり方を認識する必要がありますのではないかと思います。こうした内容は、自己実現や自己決定の尊重とも深く関係し、また、援助における代弁機能のあり方を問うことにもなります。

権利擁護とは、生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みを保障するものでなければなりません。成年後見制度は、そのための一つのツールだということです。われわれは、この道具を使いながら、ご本人の積極的な権利擁護をどのように推進していくのかが問われることとなります。本人を保護したり、庇護したりすることが権利擁護ではなく、自分の置かれた環境を自らが変えていく主体者として本人を位置付けることが求められるということです。長くソーシャルワークの領域で言われてきたエンパワメントを促していくことが、社会福祉における権利擁護として位置づける必要があるように思います。

したがって、成年後見制度は非常に重要な制度ではあるのですが、その意義をしっかりと理解したうえで、それを用いて何をどこまで援助できるのかをきちんと見据えてかかわっていくことが必要になります。最低生活を保障するだけでなく、さらにその向こうに本人らしい今の生活を維持すること、そして、本人らしい変化を促していくことも権利擁護の視野の中に入れておく必要があります。

2-3. 「権利擁護」と「権利侵害」は「紙一重」—代弁することの意味—
「権利擁護は大事だ」ということに反対する人はいないだろうと思います。しかし、非常にリスクのある言葉でもあると思います。権利擁護の推進が、一つ間違えば、いつの間にか権利侵害とすり替わってしまうことにもなりかねません。

日常生活自立支援事業という判断能力が不十分な人と契約することによって日常的な金銭管理等を行うサービスがありますが、「管理」という言葉は非常に怖い言葉なのです。ご本人が悪質商法の被害に遭わないようにすることや、限りある財産をきちんと計画的に使っていくことは、もちろん権利擁護の一つだろうと思いますが、ご本人の年金や蓄えを本人が思うように使えないということにもつながるリスクがあります。欲しいものが買えない、食べたいものが食べられない、行きたい所に行けない。権利擁護の担い手がこのように制限することになってしまうかもしれない。その見極めが非常に難しくなってきました。

成年後見制度についても、法令遵守のもと、たとえば家庭裁判所に対してきちんと報告することは、手続き上においても大事なことです。後見類型ですと、法定代理人としてほとんどの法律行為が本人に代わってできます。そうすると、どのようなサービスをどのタイミングで入れていくのかということから始まって、日常生活のあらゆる場面にわたって、成年後見人が本人の生活に与える影響は非常に大きくなります。本人に代わって契約できるとなると、本人の意思や希望に沿わない契約がなされた場合には、権利擁護の担い手であるはずの成年後見人が合法的に権利侵害に関与することにもなります。お金のことや報告の中身はチェックできたとしても、そうしたすべての面を監督人がチェックできるわけではありませんから、本当にご本人にとって意味のある契約なのかどうか、必要なお金の使い方なのかまでは外から判別しにくく、一つ間違えば成年後見人の自己満足に陥る可能性もあります。

判断能力が不十分な本人が発する「こうしたい」「これを食べたい」「ここへ行きたい」というメッセージをどのようにキャッチして、後見人が代弁行為の担い手になっていくのかが、成年後見制度を理解する上で非常に大きなテーマになってくるわけです。

この制度を使って本人の意思を代弁するというプロセスに、ソーシャルワ

ク実践、あるいは対人援助における実践の本質が反映されることとなります。その過程においては、援助関係を結ぶこと、そしてご本人のこれまでの生き方、生きざま、生活歴といった情報をきちんとキャッチしてそれらを本人の側から組み立てることが必要です。後見人として定期的に訪問し、ご本人の体の具合や表情の変化、周りとのかかわり等の変化について細かにチェックしながら、ご本人が今いる状態がベストなのかどうか。そして、今だけではなく、ご本人は当然年を取っていき、周りの環境も変わっていくときに、ご本人にとって意味のある変化がそこで行われているのかどうかということも必要となってくるでしょう。ですから、判断能力が不十分な人たちに対して、成年後見人としてご本人に沿った形で権利擁護の活動をするということは、非常に重いテーマを担っていくことになるのだと思います。ただ、すべてを後見人が担うのではなく、地域に開かれた形で、関係者との連携や協働、ネットワークを保ちながら、チームを組んで支援していく活動が求められます。

権利擁護とは何を擁護することなのかという理念の理解において、権利擁護と権利侵害が紙一重のところにあるのだという認識をもつことがとても大切です。

2-4. 誰が「権利擁護」の担い手になるのか

セーフティネットの担い手として、行政関係者が権利擁護の担い手となることはもちろんですが、地域包括支援センターのスタッフ、居宅介護支援事業所の介護支援専門員、施設の職員さんもその担い手として位置づけられます。ご本人の生き方を支援していくとした時点で、あらゆる福祉専門職の人たちに権利擁護の担い手としての認識を持ってもらう必要があります。さらには、一般市民の方、民生委員など、地域の人たちもすべて権利擁護の担い手だと言えるでしょう。

本来の権利擁護というのは、何か重篤な権利侵害が認められた時に権利擁護活動が必要となってくるのではなく、もっと予防的な視点が強調されなければなりません。つまり、権利侵害に陥るような状況をつくらない、つまり未然に防ぐということが、最も優れた権利擁護の活動だと思います。そうなると、権利侵害される予備軍にある人たちに対して、早めに手当てをしていくことが必要になってきます。発見機能や見守り機能が必要となるということです。

近隣住民、民生児童委員、主任児童委員、あるいは大阪市内であればネットワーク委員といった方々に、きちんと担い手としての意識を持ってもらえるかどうか。発見機能については、専門職だけではなく、地域の方々の力がなければやっていけませんから、権利擁護の担い手としてあらゆる人たちの参画が求められます。そこに、権利擁護と地域福祉が密接な接点を持つことになるのです。地域福祉の推進が、権利擁護の仕組みの推進にも直結します。したがって、成年後見制度の制度やその運用について関係者がきちんと理解することだけでなく、自分たちのポジションでそれぞれが権利擁護の担い手として何ができるのかを意識することが必要になってきます。

3. 「市民後見人」の可能性

今日のもう一つの大きなテーマが、「市民後見人」の可能性についてです。大阪市では大阪市成年後見支援センターを立ち上げ、現在40人を超える市民の方が大阪の家庭裁判所から選任を受けて、市内で活動されています。そして、今年度から、大阪府でも本格的な検討が始まりました。来年度からその動きが具体的になっていくと思います。

3-1. 「市民後見人」の成立要件 一定義の明確化に向けて

「市民後見人」という言葉自体の定義は、まだ全国の中で確定しているわけではありません。大阪市の取り組みにおいても、まずはその概念整理をすることから始めなければなりません。大阪府でも、大阪市の活動をベースとしながら検討が行われています。「市民後見人」と聞いて皆さんがイメージされるものは多様だろうと思いますので、大阪府と大阪市で今後さらに展開されていくであろう「市民後見人」の姿とは一体どういうものかについて、まず整理しておきたいと思います。

大阪における「市民後見人」が成立するための要件は、少なくとも4点あります。1点目は、専門職後見人のサポートをする人を市民後見人と呼ぶところも全国ではあるようですが、大阪では専門職後見人と同じように直接に家庭裁判所から選任を受けた人を指すということです。つまり、弁護士であろうと市民であろうと、求められる責務は何ら変わりません。

2点目は、親族以外の第三者後見であるということです。今、全国統計によ

ると、法定後見人は3～4割が第三者後見で、残りが親族です。その第三者後見の割合が全国でもどんどん高くなってきていますが、市民後見人は自分の身内の後見人になるのではなく、同じ地域にお住まいの第三者の方の後見人になるということです。

それから、これが大事なところなのですが、3点目は、報酬を前提としない市民活動であるということです。これが専門職後見とは理念的かつ概念的に大きく異なる点です。

正確に言いますと、報酬付与の申立てをしないということです。本来、後見活動に係る報酬は、被後見人が支弁、その額は家庭裁判所が決めることになっているのですが、報酬付与の申立てをしないというのが大阪型の市民後見人の特徴でもあります。

これは、成年後見人が求められる背景やその理念と密接に関係するものです。つまり、対価として金品という形で報酬を得ないボランティア活動の担い手として市民後見人を位置づけていくことは、社会的な要請とも深く関係するということです。

4点目は、専門職に準じる人や専門職の物まねではなく、身近な市民の立場での後見活動ができることです。つまり、同じ地域に住まう地域住民の支え合い活動の延長線上に活動が位置づけられます。ですから、車で何分もかかるところや電車を乗り継いで行くのではなく、近くにおられる被後見人さんに対して後見活動ができる。それも市民の目線でかかわってもらえるわけです。市民の立場を生かした後見活動の担い手であることが、大阪型の市民後見人の成立要件の一つとなっています。

これは大阪市内だけではなく、来年度から大阪府内でも具体的な取り組みが順次始まっていきますので、役所の方や専門職の方も市民後見人と一緒に仕事をしていくことが出てきますし、一般市民の方も市民後見人としてそれぞれの地元で活動される可能性が出てくるということです。

3-2. 「市民後見人」が求められる背景

市民後見人は、東京や大阪の都市部をはじめとして、全国でいろいろ展開されるようになりました。こうした市民後見人が求められる背景はどのあたりにあるのか。それを明らかにしたいと思います。この内容と市民後見人の理念と

は密接に関係しています。

3-2-1. 社会福祉の対象と担い手の広がり —高齢社会の到来がもたらしたもの—

最近『月刊福祉』に掲載した、私の論文「市民後見人の理念とこれからの課題」の中で、市民後見人の意義について、「『市民という立場で権利擁護の取組に法的に根拠をもちながら参画できる道を切り拓いたところにある』と以前指摘した」と書いた部分がありますが、成年後見制度に基づいて、家庭裁判所から直接選任されることで、一般市民でありながらも本格的に権利擁護という領域にかかわることができる道を切り拓いたことが、市民後見人の一つの大きな意義だと思います。

それは、「市民という立場」を最大限に活かした後見のあり方を追求することが可能であることを意味しています。つまり、単なる権利擁護の担い手という側面だけでなく、また専門職後見の補完的な役割を担うことでもなく、市民ならではの後見活動、いわば「市民という専門性」を発揮できる後見活動の可能性を示唆するものであるということです。

第三者後見の中で、専門職後見人は大事な役割を担ってこられましたし、法人格を持ったNPO等もその担い手として注目を集めています。さらに、市民としてその担い手になれる道が開かれつつあるのですが、そこでいう市民後見というのは、ほかの専門職後見による第三者後見とはまた違った意味合いを持っています。これは、市民後見人が台頭してきたことと関係しています。

こうした市民後見人の特質や基本的性格は、市民後見人が持つ理念から導かれることとなります。市民後見人が成年後見制度に基づく存在である限りにおいて、権利擁護の担い手でなければならないのは当然ですが、加えて市民の参画による権利擁護という側面、具体的には地域福祉および市民参画による協働という視座から市民後見人の理念をとらえることです。市民後見人の理念において、この部分を抜きにしては語れません。

後見人のなり手が足りないから市民でもいいということではありません。では、どこに意義があるのか。まず、地域福祉の観点に基づく理念であり、市民後見人活動とは、住民同士の「支え合い活動」の延長線上に位置するものなのです。同じ地域住民というフラットな関係を基礎として、権利擁護活動が展開

されるところにその特質がある。このことは、市民後見人ならではの活動を強く方向づけることになります。つまり、身近な生活圏域における支え合い活動としての特性をもつ後見活動は、頻度の高い訪問を可能にし、きめ細やかな後見活動をもたらします。さらには、専門職にはない「普通の市民感覚」を尊重した後見活動をも可能にするのです。

加えて、大阪市の例を見ると顕著なのですが、募集をすると、これまで地域福祉にはかかわってこなかった、地域福祉の新たな担い手を掘り起こすにもつながります。たとえば、大きな企業に長く勤めてきた人が、市民後見人として活動することによって自分の地域に深く関与することにもなります。地域でボランティア活動をされてきた人たちだけではなく、新たな層を掘り起こすことにもなります。

そこで、「地域の課題を地域で解決する」という地域福祉の基本的な考え方に立脚し、その担い手として市民後見人を位置づけることによって、さらに重層的な地域福祉の推進に寄与することになります。今、大きな時代のうねりの中で、地域福祉の担い手として市民後見人が位置づけられるようになっていきます。単純な支え合いの範囲を超えて、もっと積極的に自分たちのまちづくりや地域づくりに関与するという流れの中での市民後見人というとらえ方が求められるようになってきているのです。

そのきっかけをつくったのは、高齢社会の到来です。誰もが老いていき、誰もが介護を受ける可能性が高くなることによって、福祉の対象をある特定のニーズがある人だけではなく、もっと普遍的なものにする必要性が高まってきました。つまり、対象が国民全体に広がることで専門職だけでは担いきれなくなり、広く福祉の担い手も国民全体に広げていく必要が出てきました。これが今般の人材確保の問題にも関係していると思いますし、自分たちの老後をどうしていくのか、自分たちのまちをどうしていくのかについて主体的に考える必要性が出てきたことが、市民後見人台頭の背景にあるのだと思います。

3-2-2. 「共助」の強調

市民後見人の理念とは、市民による積極的な社会参画という観点に基づくものです。社会福祉における市民参画をめぐる潮流は激しく動いています。この潮流下に市民後見をとらえることで、その基本的性格を明確にすることができ

ます。

これにはいくつかの要素に顕著に現れています。2008年3月に出された『これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書』では、住民と行政との協働によって、地域における「共助」を確立することを強調しています。そこでは、住民が地域の生活課題に対する問題意識を共有し、解決のために協働する主体的な住民の姿が描かれています。また、社会福祉の領域において「自助・共助・公助」の中での「共助」の位置付けが強調されるようになり、さらにはそれを「共助」と「互助」に切り分けて説明されるようにもなっています。ですから、できることはまず自分たちでという自助の部分と、セーフティネットとしての公助という公の部分と、その間にある、助け合うという意味での共助のウエイトが非常に重くなってきており、自助と公助のはざまにおいて、多様な「助け合い」の重要性が前面に押し出されてきているわけです。

地域包括ケアにおいて、自助と互助と共助と公助という役割分担の中で、互助と共助が非常に強調されるようになってきていますが、このような分け方がいいのかどうかについてはさらに議論が必要でしょう。まずは自分で頑張れ、できなくなったときに初めて公助がということではなく、セーフティネットと言うならば、自助ができる前提を公的な支援としてきちんと整備することが本来求められるように思います。

3-2-3. 「新しい公共」という潮流 —参画型社会福祉と「市民後見人」の役割—

もう一つ大きな動きとしてあるのが、「新たな公共」といわれる部分です。民主党政権になってから、「新しい公共」という用語が積極的に使われるようになってきています。

昨年10月、鳩山前総理の所信表明演説の中でも、地縁や血縁が希薄化される中で、全国で新たな支え合いの形が生まれてきているというくだりがありました。また、鳩山前総理は当時、「私が目指したいのは、人と人が支え合い、役に立ち合う『新しい公共』の概念です。『新しい公共』とは、人を支えるという役割を、『官』といわれる人たちだけが担うのではなく、教育や子育て、街づくり、防犯や防災、医療や福祉などに地域でかかわっておられる方々一人ひとりに参加していただき、それを社会全体として応援していこうという新し

い価値観です。国民生活の現場において、実は政治の役割はそれほど大きくないのかもしれませんが。政治ができることは、市民の皆さんやNPOが活発な活動を始めたときに、それを邪魔するような余分な規制、役所の仕事と予算を増やすための規制を取り払うことだけかもしれません」と述べています。

これは、これまで言われてきた公的責任と行政責任は同じなのか、それとも違うのかという議論の整理に端的に表れます。本来、行政責任と公的責任は異なると思いますが、「新たな公共」では、行政も住民も参画して協働で責任を持ち合うこと、つまりパートナーシップに基づくパブリックな責任という文脈のなかで、市民の参画が積極的に促されるという志向性が強調されるようになっていきます。

さらには、福祉の主体を行政の側から住民の側に軸足を移すきっかけを提供したことも、高齢化を背景とした社会福祉基礎構造改革が与えたインパクトの一つだと考えられます。言うなれば、「福祉の主体」というボールが行政から住民の側に投げ返され、ボールを受け取った住民自らが、本当の意味での「住民主体の福祉」を創造できるかが問われているのです。市民や住民が参画していく福祉の積極的な萌芽はこのあたりにあると言えます。

潮目は確実に動いています。公共を軸とした地域福祉への強力な推進は、「参画型社会福祉」とも言うべき、もっと積極的な社会的支え合いの発露という新たな意味合いを含みつつあるように見えます。それは、保険料の支払い等による金銭的な意味でコミットするというレベルではなく、また専門職に委ねるといった依存的なものでもなく、市民や当事者の積極的な参画によって形成される新たな社会福祉の創造なのです。

その一つの担い手として、市民後見人が積極的に地域の福祉に関与することになるわけです。成年後見制度の導入、福祉サービスの提供者たちへの門戸の開放を10年間やってきた中で、市民後見人とは何かという定義さえ定まっていなかったのが、この5年間でいろいろなところで議論がなされるようになり、具体的に動き始めました。市民後見人は法的根拠を持つ市民活動として、積極的に社会に参画していく象徴であり、その取り組みは新たな市民社会を切り拓くことになるに違いありません。

3-3. 「市民後見人」をめぐる今後の課題 —持続可能なシステムに向けて—
当然ながら、課題は山積しています。

一つ目は、「市民後見人」の定義および成立要件を明確にすることです。「大阪型市民後見人」の成立条件を先ほど4つあげましたが、それらはまだ全国的に流通しているものではありません。全国展開していくには、その意義を確認しつつ、市民後見人の成立要件を定める必要があると考えます。それは、報酬を取るのか取らないのかとか、誰が市民後見人になるのかという、市民後見人像を具体的にどのように描くかということと密接に関係しています。

その過程で検討すべき具体的な内容として、①家庭裁判所からの選任のあり方、②担い手となる市民像の明確化、③市民後見人が担うべき被成年後見人像の明確化、④市民後見人による後見活動の特徴、⑤市民後見人への後見報酬のあり方、⑥市民後見人の成年後見監督人のあり方、⑦市民後見人の養成システムおよび養成課程、⑧被成年後見人とのマッチングの方法、⑨市民後見人への継続的なサポート体制が挙げられます。これらの内容をそれぞれの市町村において方向づけることが求められています。

二つ目は、市民後見人の養成と活動支援を推進していくための持続可能なシステムを構築することです。とりわけ、市民後見人の基本的性格を踏まえると、行政と市民とのコラボレーションは不可欠です。家庭裁判所から一般の市民が後見人として選任を受けるためには、それをサポートできる仕組みに対して家庭裁判所からの全幅の信頼がなければなりません。その仕組みの前提として、公的な部分が直接関与する形でのバックアップは欠かせません。

三つ目は、地域における成年後見制度の活用の活性化を図ることです。成年後見制度が十分に機能していない地域において、市民後見人を養成したとしても、うまく機能するはずがありません。法定後見における第三者後見のあり方として、専門職後見が健全に機能すること、市町村長申し立ての仕組みの洗練化、成年後見制度利用支援事業の積極的活用、地域における法人後見の位置付けの明確化を含めた、トータルな視点からの検討が必要です。今、権利擁護センターが地域でたくさん設立されようとしています。全体的な視野から権利擁護や成年後見制度の仕組みをどのようにしていくかを明らかにしていくことが必要となります。

四つ目は、広域での市民後見人養成および活動支援のあり方を検討すること

です。政令指定都市のような人口が多い地域だけではなく、人口が少なく、また高齢化率が高い小さな市町村での実施を視野に入れた、広域における市民後見人養成と活動支援を各都道府県でどのようにしていくのかということです。大阪府も本格的にその準備に入っています。

4. おわりに

市民後見人の取り組みとは、市民の参画による権利擁護という理念を形にすることです。しかしながら、始まったばかりの活動に障害が伴うのは当然です。実践とその検証を重ねながら、理念の具体化に向けて取り組んでいかなければなりません。

大阪府としての取り組みは、実施間近のところまでできましたが、市町村の方、行政の方、専門職の方を含めて、地域福祉と市民社会の新たな担い手を養成し、サポートしていかなければならないのです。成年後見制度の枠の中だけではなく、地域福祉、市民社会の今後のあり方を占う意味でも、市民後見人は非常に大きなインパクトがあるものだと考えます。

この10年間、本当に多くの関係者の方が苦勞され、何とか成年後見制度をここまで走らせてきました。次の10年は、成年後見制度が市民社会において意味を持ってくる、いわば第2幕の幕開けだろうと思います。

みなさんそれぞれのお立場で、成年後見制度と権利擁護に積極的に関与してくださればうれしく思います。